

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	住宅ローン減税の拡充		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>住宅取得者が有する借入金額帯の最大シェアを占め、かつ、住宅の一次取得者層にとって特にニーズの高い 2,000 万円～3,000 万円の借入金を、引き続き住宅ローン減税の対象とするため、平成 25 年の控除対象借入限度額を引き上げる。</p> <p>○一般住宅：2,000 万円（現行）→3,000 万円 ○認定住宅：3,000 万円（現行）→4,000 万円</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条 租税特別措置法施行令第 26 条～26 条の 3 租税特別措置法施行規則第 18 の 21～18 の 23</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （—）

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅ローン減税の拡充(地方税)

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>—</p>	
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>	
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>	
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p> <p>—</p>		